

自転車の危険運転をなくし、安全・安心なまちへ

～自転車事故の防止を目的とした「自転車安全利用条例」を9月議会に提案します～

平成26年(2014年)8月27日(水)

箕面市では、自転車利用中の中学生が死亡した事故を教訓に、多発する自転車事故の防止にむけ、自転車の安全教育に取り組んでいます。この度、さらに自転車を安全に利用してもらうため、「箕面市自転車安全利用条例」を、9月議会に提案します。

警察が、携帯電話を使用しながらの走行や、スピードの出し過ぎなど危険な運転をしている自転車利用者を発見した場合には、指導、警告を行い、「自転車安全指導カード」を渡します。小・中・高等学校等の児童・生徒への指導、警告が複数回続いたときには、警察は生徒の保護者に通知すると同時に、市役所を通じて学校にも通知し、学校や家庭における自転車の安全教育の徹底を促します。

また、小・中学校の児童・生徒に対して自転車通学を認めるときは、学校にヘルメットの着用指導を義務づけます。条例により学校に対し、児童・生徒へのヘルメット着用を義務づけるのは、府内でも初めての取り組みです。

加えて、市独自で制作した自転車安全教育デジタル教材を、全市立小・中学校の授業で使用するほか、全国でも無償で広く活用できるよう市ホームページで公開しています。

なお、条例は議決後、平成27年1月1日(木曜日)施行を予定しています。

1. 条例の概要

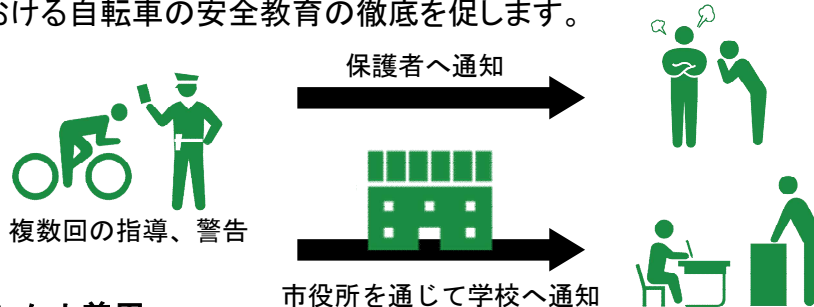
1. 目的

箕面市では、自転車利用中の中学生が死亡した事故を教訓に、多発する自転車事故の防止にむけ、自転車の安全教育に取り組んでいます。本条例では、携帯電話を使用しながらの走行や、スピードの出し過ぎなど危険な運転と事故を防止し、安全で安心して生活できるまちにすることを目的としています。

2. 条例のポイント

(1)警察署との連携による指導、警告

警察が、携帯電話を使用しながらの走行や、スピードの出し過ぎなど危険な運転をしている自転車利用者を発見した場合には、指導、警告を行い、「自転車安全指導カード」を渡します。小・中・高等学校等の児童・生徒への指導、警告が複数回続いたときには、警察は児童・生徒の保護者に通知すると同時に、市役所を通じて学校にも通知し、学校や家庭における自転車の安全教育の徹底を促します。



(2)乗車用ヘルメット着用

小・中学校の児童・生徒に対して自転車通学を認めるときは、学校にヘルメットの着用指導を義務づけます。条例により学校に対し、児童・生徒へのヘルメット着用を義務づけるのは、府内でも初めての取り組みです。

また、自転車利用者の安全を確保するため、子ども(13歳未満)や高齢者(70歳以上)が自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットの着用に努めるよう定めています。

2. 自転車安全教育デジタル教材の制作について

箕面市では、2010年に自転車利用中の中学生が死亡した事故を教訓に、多発する自転車事故の防止にむけ、自転車の安全教育に取り組んでいます。この事故のご遺族から、再発防止の願いが込められた寄附を受け、市はオリジナルの自転車安全デジタル教材を制作しました。

この教材は、小学生から中学生を対象とし、自転車を安全に利用するためのルールをわかりやすく実践的に学べる教材です。自転車は手軽で便利な反面、決して安全な乗り物ではないことや、命の尊さを知ることができる内容になっています。

箕面市では、この教材を全市立小・中学校の授業で使用するほか、全国でも無償で広く活用していただけるように、市ホームページ※で公開しています。

※URL：http://www.city.minoh.lg.jp/edushien/anzen_kyouiku/digital_kyouzai.html

3. 条例制定に向けた今後の予定

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ○平成26年 9月 | 平成26年度第3回箕面市議会定例会に条例案を提案 |
| ○平成26年10月～ | 制度周知 |
| ○平成27年 1月1日 | 条例施行予定(ヘルメットの着用義務を除く) |
| ○平成27年 4月1日 | ヘルメットの着用義務開始 |

問い合わせ先
総務部 市民安全政策課
電話：072-724-6750（直通）